

番号	仕様書	質問	回答
1	5 委託業務の概要 (2) 若者・Z世代との連携による情報発信	「企画、撮影・編集等の過程で、若者・Z世代（大学生、専門学校生等）と連携し、若者ならではの視点を取り入れつつ、情報発信を行うとともに、若者・Z世代からのFPプログラムの内容に対する提案をとりまとめる」とあるが、若者・Z世代と連携するのは「インフルエンサーとの連携による情報発信」「阪神北FPに関するPRチラシ作成」「外国人観光客を呼びこむためのブラッシュアップ及び効果検証」のどの項目が該当するか？	若者・Z世代と連携する項目は「インフルエンサーとの連携による情報発信」を想定している。
2	6 委託業務の具体的な内容	(1) ②【留意事項】に「制作にあたっては、受託者が所有している動画・写真や借用動画・写真を使用してもよいが、著作権等の手続きは受託者にて行うこと」、「他者が所有する既存の動画・写真を利用する場合の交渉・調整は受託者が行うものとし、取材先への謝金等の必要な経費は本事業に含むこと」とあるが、取材の上で新たに入手したものでなくても使用可能という認識でよいのか？	県及びひょうごフィールドパビリオンプレーヤー等の関係者と協議の上で、既存の動画や写真でも効果的な情報発信ができると認められた場合には、新たに入手したものの以外も使用可能である。
3	6 委託業務の具体的な内容 ■インフルエンサーと連携した情報発信	①「投稿する動画数は、インフルエンサー5名で、計16本とする（阪神北管内の認定FP数）」とあるが、リール動画ではなくストーリーズでの展開も可能か？	ひょうごフィールドパビリオンの認知度向上の観点から、インフルエンサーのフォロワー以外にも表示され、認知度アップに効果が見込まれるリール動画で情報発信を行うこととする。
4	6 委託業務の具体的な内容 ■阪神北FPに関するPRチラシ作成	「プロカメラマン同行で管内の全FP（16か所）を巡って取材し、万博閉幕後も使用できるPRチラシを作成すること」、④「業務着手前にプロカメラマンの実績を提出すること」とあるが、どのような観点からプロカメラマンと定義されるか？	展示会、雑誌、広告などで掲載実績がある者を指す。
5	6 委託業務の具体的な内容 ■阪神北FPに関するPRチラシ作成 ■外国人観光客を呼び込むためのブラッシュアップ及び効果検証	「プロカメラマン同行で管内の全FP（16か所）を巡って取材し、万博閉幕後も使用できるPRチラシを作成すること」、「在日外国人や外国人インフルエンサーなどを選定し、管内の全FP（16か所）を巡って体験してもらい、アンケートによる検証を実施した上で、FPプレーヤーにその結果をフィードバックすること」とあるが、FPプレーヤーの都合等により全箇所巡れない場合、提供画像を使用する等の対策を講じるとは可能か？	原則は全箇所を巡ることとするが、県及びひょうごフィールドパビリオンプレーヤー等の関係者と協議の上で、やむを得ないと認められる事情がある場合には、代替策を講じることを認める。